

第三十四回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第五号

昭和三十三年三月二十九日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 小泉 純也君

理事加藤 精三君 理事佐々木盛雄君

理事床次 徳二君 理事戸叶 里子君

理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君

宇都宮徳馬君 菅家 喜六君

菊池 義郎君 椎熊 三郎君

谷川 和穂君 野田 武夫君

福永 一臣君 前尾繁三郎君

森下 國雄君

出席政府委員

外務政務次官 小林 絹治君

外務事務官 牛場 信彦君

(経済局長) 藤崎 萬里君

外務事務官 藤崎 萬里君

(条約局外務参事官) 鶴岡 千仞君

外務事務官 鶴岡 千仞君

(國際連合局長) 三宅喜二郎君

外務事務官 三宅喜二郎君

(大臣官房審議官) 鈴木 耕一君

外務事務官 鈴木 耕一君

(移住局総務参事官) 島 静一君

外務事務官 島 静一君

(移住局外務参事官) 静一君

大蔵事務官 塩崎 潤君

(主税局税制第一課長) 塩崎 潤君

専門員 佐藤 敏人君

三月二十九日

委員池田正之輔君及び岩本信行君辭任につき、その補欠として谷川和穂

君及び福永一臣君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員谷川和穂君及び福永一臣君辭任につき、その補欠として池田正之輔君及び岩本信行君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十一日

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(参議院送付)

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

同月二十八日

南極条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

同月十九日

世界連邦実現促進に関する請願(大野幸一君紹介)(第二三七五号)

同外一件(中崎敏君紹介)(第一三七六号)

同(水谷長三郎君紹介)(第一三七七号)

同(門司亮君紹介)(第一三七八号)

同(穂積七郎君紹介)(第一五六二号)

同(松平忠久君紹介)(第一五六三号)

同外一件(稲葉修君紹介)(第一六〇五号)

同外二件(北村徳太郎君紹介)(第一六〇六号)

同外二件(櫻内義雄君紹介)(第一六〇七号)

同外三件(中山マサ君紹介)(第一六〇八号)

同外一件(村瀬宣親君紹介)(第一六〇九号)

同外二件(山本猛夫君紹介)(第一六一〇号)

同外二件(長谷川保君紹介)(第一一八四八号)

同(西村関一君紹介)(第一一八四九号)

三月十八日

ソ連覚書に對し嚴重抗議に関する陳情書(札幌市北四條西六丁目千島及函館諸島返還懇請同盟会長伊藤誠哉)(第三九八号)

南樺太の返還に関する陳情書(東京都港区麻布飯倉片町十二番地南樺太返還期成同盟総本部長佐々木時造)(第四四九号)

原水爆実験禁止に関する陳情書(広島県議會議長平塩五男)(第五〇〇号)

韓国抑留漁船員の早期帰還に関する陳情書(下関市長崎五町二千七十二番地杉山幸子)(第五三九号)

核兵器持込み禁止等に関する陳情書(甲府市二十八町八十三番地青木松三)(第五四〇号)

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に関する件

連合審査會開會申入に関する件

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(参議院送付)

所得に對する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

南極条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

○小泉委員長 これより會議を開きます。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案、南極条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

財団法人日本海外協会連合会に對する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律

(貸付条件)

第一条 政府は、財団法人日本海外協会連合会(以下「連合会」という。)に對し、連合会が中南米諸國その他政令で定める外國に永住の目的をもつて移住する者に對して必要な最低限度の渡航費を貸し付けるために必要な資金を貸し付ける場合においては、次に掲げる条件によることができる。

一 利率 年三分六厘五毛。ただし、第二号の据置期間中は、無利子とする。

二 償還期間 貸付けの日の属する年の初日から起算して二十年(貸付けの日の属する年の初日から起算して十年の据置期間を含む。)

三 元金の償還及び利息の支払方法 元利均等年賦償還の方法により各年の末日を支払日とする。

(既存の債権の内容変更)

第二条 政府は、昭和二十七年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間において、移住者(ア

メリカ合衆国に移住した者を除く。の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金（移住者の渡航費として財団法人アマゾン産業研究所、財団法人日伯協会及び財団法人和歌山県海外協会に貸し付けた貸付金で、連合会が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。以下この条において同じ。）については、昭和三十五年三月三十一日現在における各貸付金の残高及び当該貸付金に係る未納の利息の合計額に相当する金額を、それぞれ貸し付けた日に前条各号に掲げる条件により貸し付けたものとする内容に変更することができる。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

海外移住の振興を図るため、財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付金の貸付条件を緩和するとともに、既往の貸付に係る債権の内容を変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

南極条約の締結について承認を求むるの件

南極条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求むる。

理由

政府は、昭和三十四年十二月一日にワシントンにおいて南極条約に署

名した。この条約は、南極地域の平和的利用並びに同地域における科学的調査の自由及びそのための国際協力を目的として、国際地球観測年の活動の一環としての南極観測に参加したわが国を含む十二箇国の間で作成されたもので、わが国がこの条約の当事国となり、その目的の実現のために協力することは、きわめて有意義と考へる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

南極条約

アルゼンティン、オーストラリア、ベルギー、チリ、フランス共和国、日本国、ニュー・ジラランド、ノールウェー、南アフリカ連邦、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、

南極地域がもつ平和的目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象とならないことが、全人類の利益であることを認め、

南極地域における科学的調査についての国際協力が、科学的知識に対してもたらした実質的な貢献を確認し、

国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的調査の自由を基礎とする協力を継続し、かつ、発展させるための確固たる基礎を確立することが、科学上の利益及び全人類の進歩に沿うものであることを確信し、

また、南極地域を平和的目的のみに利用すること及び南極地域における国際間の調和を継続することを確保する条約が、国際連合憲章に掲げられた目的及び原則を助長するものであることを確信して、次のとおり協定した。

第一条

1 南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防衛施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。

2 この条約は、科学的研究のため又はその他の平和的目的のために、軍の要員又は備品を使用することを妨げるものではない。

第二条

国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的調査の自由及びそのための協力は、この条約の規定に従うことを条件として、継続するものとする。

第三条

1 締約国は、第二条に定めるところにより南極地域における科学的調査についての国際協力を促進するため、実行可能な最大限度において、次のことに同意する。

(a) 南極地域における科学的計画の最も経済的なかつ能率的な実施を可能にするため、その計画に関する情報を交換すること。

(b) 南極地域において探検隊及び基地の間で科学要員を交換すること。

(c) 南極地域から得られた科学的

観測及びその結果を交換し、及び自由に利用することができるようにすること。

2 この条の規定を実施するに当たり、南極地域に科学的又は技術的な関心を有する国際連合の専門機関及びその他の国際機関との協力的活動の関係を設定することを、あらゆる方法で奨励する。

第四条

1 この条約のいかなる規定も、次のことを意味するものと解してはならない。

(a) いずれかの締約国が、かつて主張したことがある南極地域における領土主権又は領土についての請求権を放棄すること。

(b) いずれかの締約国が、南極地域におけるその活動若しくはその国民の活動の結果又はその他の理由により有する南極地域における領土についての請求権の基礎の全部又は一部を放棄すること。

(c) 他の国の南極地域における領土主権、領土についての請求権又はその請求権の基礎を承認し、又は否認することについてのいずれかの締約国の地位を害すること。

2 この条約の有効期間中に行なわれた行為又は活動は、南極地域における領土についての請求権を主張し、支持し、若しくは否認するための基礎をなし、又は南極地域における主権を設定するものではない。南極地域における領土につ

いての新たな請求権又は既存の請求権の拡大は、この条約の有効期間中は、主張してはならない。

第五条

1 南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の同地域における処分は、禁止する。

2 核の爆発及び放射性廃棄物の処分を含む核エネルギーの利用に関する国際協定が、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国を当事国として締結される場合には、その協定に基づいて定められる規則は、南極地域に適用する。

第六条

この条約の規定は、南緯六十度以南の地域（すべての氷を含む）に適用する。ただし、この条約のいかなる規定も、同地域内の公海に関する国際法に基づきいづれの国の権利又は権利の行使をも害するものではなく、また、これらにかなる影響をも及ぼすものではない。

第七条

1 この条約の目的を促進し、かつ、その規定の遵守を確保するため、第九条にいう会合に代表者を参加させる権利を有する各締約国は、この条に定める査察を行なう監視員を指名する権利を有する。監視員は、その者を指名する締約国の国民でなければならない。監視員の氏名は、監視員を指名する権利を有する他のすべての締約国に通報し、また、監視員の任務の終了についても、同様の通告を行なう。

2 1の規定に従つて指名された各

監視員は、南極地域のいづれかの又はすべての地域にいつでも出入する完全な自由を有する。

3 南極地域のすべての地域（これらの地域におけるすべての基地、施設及び備品並びに南極地域における貨物又は人員の積卸し又は積込みの地点にあるすべての船舶及び航空機を含む。）は、いつでも、1の規定に従つて指名される監視員による査察のため開放される。

4 監視員を指名する権利を有するいづれの締約国も、南極地域のいづれかの又はすべての地域の空中監視をいつでも行なうことができる。

5 各締約国は、この条約がその国について効力を生じた時に、他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、事前に通告を行なう。

- (a) 自国の船舶又は国民が参加する南極地域向けの又は同地域にあるすべての探検隊及び自国の領域内で組織され、又は同領域から出発するすべての探検隊
- (b) 自国の国民が占拠する南極地域におけるすべての基地
- (c) 第一条2に定める条件に従つて南極地域に送り込むための軍の要員又は備品

第八条

1 この条約に基づく自己の任務の遂行を容易にするため、第七条1の規定に基づいて指名された監視員及び第三条(1)(b)の規定に基づいて交換された科学要員並びにこれらの者に随伴する職員は、南極地域におけるその他のすべての者に

対する裁判権についての締約国のそれらの地位を害することなく、南極地域にある間に自己の任務を遂行する目的をもつて行なつたすべての行為又は不作為については、自己が国民として所屬する締約国の裁判権にのみ服する。

2 1の規定を害することなく、南極地域における裁判権の行使についての紛争に關係する締約国は、第九条1(e)の規定に従う措置が採られるまでの間、相互に受諾するものができる解決に到達するため、すみやかに協議する。

第九条

1 この条約の本文に列記する締約国の代表者は、情報を交換し、南極地域に關する共通の利害關係のある事項について協議し、並びに次のことに關する措置を含むこの条約の原則及び目的を助長する措置を立案し、審議し、及びそれぞれ政府に勧告するため、この条約の効力発生の日の後二箇月以内にキャンベラで、その後は、適当な間隔を置き、かつ、適当な場所

- (a) 南極地域を平和的目的のみに利用すること。
- (b) 南極地域における科学的研究を容易にすること。
- (c) 南極地域における国際間の科学的協力を容易にすること。
- (d) 第七条に定める査察を行なう権利の行使を容易にすること。
- (e) 南極地域における裁判権の行使に關すること。

(f) 南極地域における生物資源を保護し、及び保存すること。

2 第十三条の規定に基づく加入によりこの条約の当事国となつた各締約国は、科学的基地の設置又は科学的探検隊の派遣のような南極地域における実質的な科学的研究活動の実施により、南極地域に対する自国の関心を示している間は、1にいう会合に参加する代表者を任命する権利を有する。

3 第七条にいう監視員からの報告は、1にいう会合に参加する締約国の代表者に送付する。

4 1にいう措置は、その措置を審議するために開催された会合に代表者を参加させる権利を有したすべての締約国により承認された時に効力を生ずる。

5 この条約において設定されたいづれかの又はすべての権利は、この条に定めるところによりその権利の行使を容易にする措置が提案され、審議され、又は承認されたかどうかを問はず、この条約の効力発生の日から行使することができ

第十条

各締約国は、いかなる者も南極地域においてこの条約の原則又は目的に反する活動を行なわないうようにするため、国際連合憲章に従つた適当な努力をすることを約束する。

第十一条

1 この条約の解釈又は適用に關して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、それらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決又はそれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、それ

らの締約国間で協議する。

2 前記の方法により解決されないこの種の紛争は、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所に付託する。もつとも、紛争当事国は、国際司法裁判所に付託することについて合意に達することができなかつたときにも、1に掲げる各種の平和的手段のいづれかにより紛争を解決するため、引き続き努力する責任を免れない。

第十二条

1 (a) この条約は、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の一致した合意により、いつでも修正し、又は改正することができる。その修正又は改正は、これを批准した旨の通告を寄託政府が前記のすべての締約国から受領した時に、効力を生ずる。

(b) その後、この条約の修正又は改正は、他の締約国について、これを批准した旨の通告を寄託政府が受領した時に、効力を生ずる。他の締約国のうち、(a)の規定に従つて修正又は改正が効力を生じた日から二年の期間内に批准の通告が受領されなかつたものは、その期間の満了の日に、この条約から脱退したものとみなされる。

2 (a) この条約の効力発生の日から三十年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するいづれかの締約国が寄託政府あての通報により要請するときは、この条約の運用について検討するため、できる限りすみやかにすべての締約国の会議を開催する。

用について検討するため、できる限りすみやかにすべての締約国の会議を開催する。

(b) 前記の会議において、その会議に出席する締約国の過半数（ただし第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の過半数を含むものとす）により承認されたこの条約の修正又は改正は、この会議の終了後直ちに寄託政府によりすべての締約国に通報され、かつ、1の規定に従つて効力を生ずる。

(c) 前記の修正又は改正がすべての締約国に通報された日の後二年の期間内に1(a)の規定に従つて効力を生じなかつたときは、いづれの締約国も、その期間の満了の後はいつでも、この条約から脱退する旨を寄託政府に通告することができ、その脱退は、寄託政府が通告を受領した後二年で効力を生ずる。

第十三条

1 この条約は、署名国によつて批准されるものとする。この条約は、国際連合加盟国又は第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国の同意を得てこの条約に加入するよう招請されるその他の国による加入のため開放される。

2 この条約の批准又はこれへの加入は、それぞれの国がその憲法上の手続に従つて行なう。

3 批准書及び加入書は、寄託政府として指定されたアメリカ合衆国政府に寄託する。

4 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、批准書又は加入書の寄託の日並びにこの条約及びその修正又は改正の効力発生の日を通報する。

5 この条約は、すべての署名国が批准書を寄託した時に、それらの国及び加入書を寄託している国について、効力を生ずる。その後、この条約は、いずれの加入国についても、その加入書の寄託の時に効力を生ずる。

6 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録する。

第十四条

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証本を署名国政府及び加入国政府に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百五十九年十二月一日にワシントンで作成した。

アルゼンティンのために
アドルフ・オ・シリノゴ

F・ペリヨ

オーストラリアのために
ハワード・ビル

ベルギーのために
オペール・ドゥ・ティユージー

チリのために
マルシャル・モラ・M

E・ガバルド・V
フリオ・エスクデーロ

フランス共和国のために

ビエール・シャルパンティエ
日本国のために
朝海浩一郎
下田武三

ニュージーランドのために
G・D・L・ホワイト
ノールウエーのために
パウ・コート

南アフリカ連邦のために
ヴェンツェル・C・ドラ・プレッ
シス

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
V・クズネツォフ
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
ハロルド・キャッシャ
アメリカ合衆国のために
ハーマン・フレイガー
ポール・C・ダニエルズ

○小泉委員長 まづ政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○小林（総）政府委員 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案の提案理由を説明いたします。

本提案は、移住者の渡航費貸付条件を緩和し、直接には移住者の定着を容易ならしめるとともに、間接には今後の移住をますます振興することを目的とするものであります。

従来、移住者に対する渡航費の貸付は、日本海外協会連合会を通じて、年利五分五厘、元本据置四年、自後八年の元利均等年賦償還の条件でこれを行なつて参つたのでありますが、移住者の定着を促進する見地に立つて考えますと、右の条件にはなお相当の無理があるこ

とが看取されるのであります。

このような事情から、この際貸付条件を画期的に緩和して、本案第一条のようなものに改めることにいたしました。と存するのでありますが、特に利率につきましても、十年間無利子、その後一般金利を大幅に下回る三分六厘五毛というところでありますので、国の財産は法律に基づく場合のほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないという財政法第九条の趣旨にかんがみ、立法措置に基づいてこれを実施いたしたいと存するのであります。

なお、以上の新条件設定に伴いまして、既往の貸付分につきましてもできるだけ新条件に均整させるよう検討を加えました結果、本案第二条の通りすでに発生済みの利息は別といたしまして、今後の利率と償還期限に関しましては、新条件と同様の取り扱いをいたしたいと存するのでありますが、財政法第八条では、国の債権を免除したりその効力を変更するには法律に基づかねばならぬこととなっておりますので、その実施のためにはぜひとも立法措置を要する次第でございます。

何とぞ本案につきましても、慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

次に南極条約の締結について承認を求めの件につきましても提案理由を御説明いたします。

昭和三十三年五月二日、アメリカ合衆国政府は、国際地球観測年中に南極観測に参加した日米ソ等十二カ国が、南極地域の平和的利用及び同地域における科学的調査の自由とそのための国際協力を目的として、国際条約を作成

する会議を開催することを提案いたしました。この提案は、各国の賛同を得て、その後一年余にわたり予備会議において非公式に討議された後、昨年十月十五日ワシントンにおいて全十二カ国代表参加の上南極会議が開催され、この会議における審議の結果、十二月一日に全参加国一致によりこの南極条約が採択され、各国代表がこれに署名いたしました。

この条約は、その前文にもあります通り、南極地域がもつぱら平和的目的のみに利用されて、国際間の政治的紛争の舞台とならないようにし、かつ、科学的調査の自由とそのための国際協力が確保されることが、全人類の共通の福祉に貢献するという理想のもとに作成されたものであります。この理想は、とりもなおさず、わが国が南極地域について持つている理想と合致するものと考えます。

わが国を含む署名国は、この条約に参加することにより、この条約の実施に関して開かれる定期的会合に常時参加でき、かつ、その会合で特別の地位を与えられることになり、さらに、わが国が国際地球観測年中に南極観測を通じて果たした科学的業績と、今回の南極会議において条約成立のために示したわが国の貢献とが、世界に高く評価されていくことを考え合わせます

と、わが国がすみやかにこの条約を批准し、南極の平和的利用及び科学的調査の国際協力に貢献することは大いに意義があることを考えます。

この条約は、すべての署名国の批准によって発効することとなっておりますが、目下のところ、その大部分が本

年の夏ごろまでに批准を行なう見込みであります。

よつて、ここにこの条約の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○小泉委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は次会に行なうことといたします。

○小泉委員長 関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件及び所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件を一括して議題といたします。

両件に対する御質疑はございませんか。——他に御質疑がなければ、これにて両件に対する質疑は終了いたしました。

○小泉委員長 これより討論に入るわけですが、両件に対し別に討論の通告もありませんので、これより直ちに採決いたします。

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件及び所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件をそれぞれ承認すべきものと議決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○小泉委員長 御異議なしと認めま

す。よって両件は承認することに決しました。

なおただいま議決されました両件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

○小泉委員長 この際連合審査会開会中に御入れについてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査いたしております原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、科学技術振興対策特別委員会より連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾し、連合審査会を開会するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、阿委員長協議の上、追って公報をもってお知らせいたします。

○小泉委員長 この際連合審査会開会申し入れについてお諮りいたします。

ただいま商工委員会において審議中の海外経済協力基金法案について連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは申し入れることに決しました。

明後三十一日午前十時より開会する

こととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十五分散会

〔参照〕

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件（条約第三号）（参議院送付）に関する報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第七号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年三月三十一日印刷

昭和三十五年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局